

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等」の意見公募に対する意見を踏まえた対応について

平成28年3月追記  
資源エネルギー庁  
新エネルギー対策課

○現行の回避可能費用単価の算定方法を適用する激変緩和措置の対象

・12月25日付パブリックコメントにおいては、「運転開始していない設備については、施行規則の公布日までに特定契約と接続契約の両方を締結済の場合」について、激変緩和措置の対象とすることとしておりましたが、パブリックコメントに対する御意見等を踏まえ、「施行規則の施行日（平成28年4月1日）までに特定契約と接続契約の両方を締結済の場合」に変更することとします。

※回避可能費用単価の算定方法の激変緩和措置は、小売電気事業者に対する措置です。

○意見に対する回答等は以下のページで公表しています。

[http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=620115035  
&Mode=2](http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=620115035&Mode=2)

以上